

団体一括契約特約

「火災共済保険 団体一括契約特約」は、
企業又は団体がその構成員を被保険者として保険契約する火災共済です。



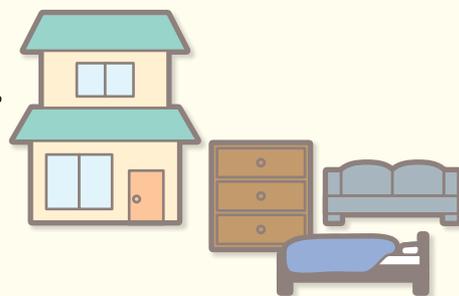
加入について

■ 共済の対象となるもの

被保険者の居住する建物及び当該建物内に収容された被保険者の所有する家財。

■ 加入限度と基準

1. 加入口数は、1人当たり1口～20口とします。
2. 団体構成員（被保険者）全員が、同一口数（同一保障）での加入となります。



■ 共済保険料と保障額

保険料は
1口あたり

建物形態（木造・鉄筋）に関係なく

最高

6円/月払

又は

70円/年払

で

10万円保障

保険料計算式＝月払・年払保険料×加入口数×団体構成員（被保険者）数

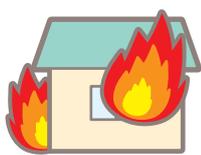
※保険料は前納になります。

給付について

こんなとき、共済保険金を給付します

火災共済保険金

① 火災



② 破裂・爆発



③ 落雷



④ 墜落



共済区分

- ① 消防破壊・消防冠水を含む。 ② 物の破裂、ガス爆発などによる損害。
④ 航空機の接触・航空機からの物体の落下を含む。
※地震・噴火が起因する火災等の損害は、直接・間接を問わず適用外です。

【臨時費用について】

①～④の損害で実損査定給付額の15%相当額を臨時費用として、火災共済保険金にプラスしてお支払いします。
但し、③落雷損害で電気機器類のみの故障損害に対しては、臨時費用の適用はありません。

付加共済保険金

以下7項目の付加共済保険金も
給付対象です

- ◆ 風水雪害
- ◆ 車両の飛び込み
- ◆ 凍結によるパイプの破裂
- ◆ 水漏れ損害
- ◆ 失火見舞金
- ◆ 地震・噴火による自家の全焼
- ◆ 死亡弔慰金

■ 共済区分別共済保険金額

(加入口数によって共済保険金額は変わります)

共 済 区 分		1口加入の場合 (保険料 6円/月払・70円/年払)	20口加入の場合 (保険料 120円/月払・1,400円/年払)	
火災共済保険金	① 火災 ② 破裂・爆発 ③ 落雷 ④ 航空機の墜落	10万円 まで	200万円 まで	
	◆風水雪害	全壊のとき 4万円 まで 半壊Aのとき 2万円 まで 半壊Bのとき 1万円 まで	80万円 まで 40万円 まで 20万円 まで	
付加共済保険金	◆車両の飛び込み	一部壊のとき 2千円 まで 床上浸水 1千円 まで	4万円 まで 2万円 まで	
	◆凍結によるパイプの破裂	給水設備のみ修復 1戸あたり 1万円 まで 家屋・家財にも損害 2千円 まで	1戸あたり 1万円 まで 4万円 まで	
	◆水漏れ損害 (給排水設備の突発的な事故による)	2万円 まで	40万円 まで	
	◆失火見舞金	2万円 まで	40万円 まで	
	◆地震・噴火による自家の全焼	2万円 まで	40万円 まで	
	◆死亡弔慰金	火災、破裂・爆発、落雷、航空機の墜落、風水雪害、車両の飛び込みにより死亡したとき	被 保 険 者 2千円	4万円
			同 居 親 族 1千円	2万円
		上記以外の全ての被保険者死亡	60歳未満 500円	1万円
			60歳以上 250円	5千円

■ 共済対象から除外するもの

家屋 (建物)

- 建物に付属する車庫、駐輪場、門、土塀、垣、その他の工作物。
- 建物の基礎工事部分。
- 物置・納屋・土蔵その他の附属建物。
- 浄化槽、屋外上下水道、排水溝 (枳)、植木などの外構物。

家財

- 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。
- 自動車、貴金属、宝石、宝玉及び貴重品並びに美術品たる書画、骨董、彫刻物その他の物。
- 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物。
- 家畜、家きん、その他これらに準ずるもの。

■ 共済保険金の受取人

共済保険金の受取人は被保険者とします。

お問い合わせ・お申し込みは

一般財団法人 広島県勤労者福祉推進協会

〒732-0825 広島市南区金屋町1番17号 ワークピア広島5階

☎ 0120-276-701 ☎ (082)261-4208 FAX(082)263-7586

E-mail:kinnrou@cello.ocn.ne.jp

ホームページ:https://kinnrou.jp

勤労者協会

検索

